

クール・ブルー会員規約(2025.10.27更新)

第1章 総則

第1条(活動目的等)

- 1 クール・ブルー(以下「当団体」という)は、ブルーカラー職の価値を広く社会に正しく伝え、これらの職業に対する適切な理解を促進することにより、社会に不可欠な人材の確保と業界全体の発展に貢献することを目的とします。
- 2 前項の活動目的を達成するために、当団体は正会員(以下「会員」という)を募り、会員組織を構成します。
- 3 「ブルーカラーの価値を世の中に正しく伝える」を団体理念とし、適切な情報共有及び発信等により、ブルーカラー業界の持続的発展を目指します。

第2条(本規約の範囲)

本規約は、当団体に会員として入会した者が、当団体の会員として行う一切の活動に適用されます。

第2章 会員

第3条(会員資格)

次の各号に掲げる条件を満たす者は、同各号の会員になる資格を有することとします。

- (1)正会員 :ブルーカラー職に関する事業者または個人事業主であり、当団体の活動目的に賛同し、発起人又は事務局に承認された者

第4条(入会)

次の各号の全ての要件を満たした場合、当団体との間に会員契約が成立し、会員となります。

- (1)当団体所定の方法により申込みを行い、当団体の承認を得たこと
- (2)本規約の内容に同意していること

第5条(入会の不承認)

当団体は次の各号のいずれかに該当する場合、入会を承認しないことがあります。

- (1)入会申込書の記載事項に虚偽又は不備がある場合
- (2)過去に当団体から会員資格を取り消されたことがある場合
- (3)その他、当団体が入会を不適当と判断する事由がある場合

第6条(会費の支払い等)

(1)現段階において(2025年10月時点)、参画企業からの入会金や会費はいただいております。

(2)クール・ブルーの活動に伴い発生する実費は、各会員が負担するものとします。なお、活動への参加はすべて任意とします。

第7条(会員期間及び更新)

1会員契約の有効期間は1年間とし、毎年4月に自動的に更新されるものとします。

2ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、会員契約を更新できないことがあります。

(1)当団体より、会員契約を更新しない旨の通知を受けた場合

(2)会員が本規約に違反している場合

第8条(退会)

会員は、当団体事務局に退会の意思を連絡し、事務局の承認を得た場合に退会することができます。

第9条(会員資格の取消し)

当団体は、会員が次の各号のいずれかに該当すると認めた場合、会員契約を解除し、会員資格を取り消すことができるものとします。

(1)当団体の名誉を著しく傷つける行為、又は会員としての品位を損なう行為を行ったと、当団体が認めた場合

(2)当団体の許可なく、当団体の活動と無関係な商業活動を会員向けに行った場合

(3)当団体に提出又は登録した会員情報に虚偽があった場合

(4)当団体又はその関係者に対して誹謗中傷を行った場合

(5)他の会員を含む第三者に対して、マルチ商法、ネットワークビジネスその他連鎖販売取引への勧誘を行った場合

(6)法令又は公序良俗に反する行為を行った場合

(7)本規約又は当団体が別途定める規程に違反した場合

(8)その他、当団体が会員として不適格と判断する相当な事由がある場合

第3章 会員の権利

第10条(権利)

会員は、次の各号に掲げる権利を有します。

(1)当団体主催のセミナー・勉強会への参加権

(2)当団体のウェブサイト・SNS等での名称やロゴ等の掲載権

(3)会員向け情報提供サービスの利用権

(4)会員同士のネットワーキング機会への参加権

(5)その他、当団体が別途定める権利

第4章 その他

第11条(秘密保持)

会員は、本規約に基づく会員契約の有効期間中並びに会員契約の期間終了後1年の間は、当団体によって開示された機密情報を秘密として扱うものとし、これらの情報を使用し、または第三者に開示してはなりません。

第12条(個人情報)

当団体は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、入会申込書等に記載された個人情報を利用又は第三者に提供することができます。

- (1) 当団体の活動に必要な場合
- (2) 法令に基づく場合
- (3) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合

第13条(免責及び損害賠償)

1 会員は、当団体の活動に関連して取得した資料、情報等の利用について自己の責任で判断し、当該利用により生じた損害について当団体は一切の責任を負わないものとします。

2 会員が故意又は過失により当団体に損害を与えた場合、当該会員はその賠償をする義務を負うものとします。

第14条(規約の追加・変更)

当団体は、発起人又は事務局の決定により、本規約の全部又は一部を変更することができます。変更後の規約は、当団体のウェブサイトに掲載された時点で効力を生じます。

第15条(訴訟管轄)

本規約に関し訴訟の必要が生じた場合は、広島地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第16条(協議事項)

本規約に定めのない事項又は本規約に関して疑義が生じた場合は、信義誠実の原則に従い、当団体及び会員間で誠実に協議し、円満な解決を図るものとします。

